

● 総務部

第6回 総務部会

日時 平成27年7月14日（火） 午後4時30分～午後6時15分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、大庭前総務副部長

議題 規程改正案等の引き継ぎ

次の事項について、大庭孝志前総務副部長より説明を受けた。

- ・ 諸規程改正についての概要メモ
- ・ 事務所調査について（試案）
- ・ 事務所調査規程（案）
- ・ 事務所調査を行う際の流れ（参考資料）
- ・ 「会員に対する苦情処理の手順に関する規程」のスキーム
- ・ 会員に対する苦情処理の手順に関する規程（案）
- ・ 会則改正（案）

以上の資料が前総務副部長より提出され、引き継ぎを受けました。

その他、就業規則改正に向けての経緯や作業概要等について説明を受けました。

今後、引き継ぎ内容を精査の上、具体的対応を検討することとし閉会しました。

第7回 総務部会

日時 平成27年8月11日（火） 午後1時～午後4時10分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、増戸部員、永塚部員、上妻部員、
後藤専門委員

議題 各事業について

1. 行政書士試験協力について

後藤専門委員より、行政書士試験への対応について次のとおり経過報告を受けました。

- ・ 理事会承認が得られ、行政書士試験に対応することとなった場合に備えて体制を整える。
- ・ 本部長、副本部長、責任者、サブ責任者等の候補者選定を行う。
- ・ 責任者と事務局で人員配置等の検討を行い、総務部へ報告を求める。
- ・ 試験当日のシャトルバスは佐貫駅－流通経済大学の見積もりを取る予定。
- ・ 試験実施に要する膨大な事務局負担を軽減するため、試験準備期間のパート職員補充を検討する。パート職員補充に要する給与等の経費負担は一般財団法人行政書士試験研究センターへ要望する。

2. 各規程等の改訂について

(1) 就業規程について

飯塚副会長、間中部長、本郷副部長の3名が7月14日（火）に総務部前副部長より事業引継ぎを受けた内容

について報告がありました。

- ・今後、就業規程改訂等について総務部で原案を調整し、専門委員が照査する。
- ・地域性などを考慮しつつ、同規模程度の単位会の就業規程等も比較検討する。
- ・遅滞なく実態に即した改訂が必要な部分と不利益変更にあたるため慎重な協議が必要である部分とをわけて施行することも検討しつつ作業を進める。

(2) 事務所調査について

- ・規約を作成し、必要に応じて規程の作成を検討する。
- ・事務所調査のためのチェックリストを作成する。
- ・事務所調査の実施方法等は会員指導委員会と協議し調整する。

(3) 会員に対する苦情処理規約について

今後、内容を検討します。

3 その他

- (1) 業務部再編について今後検討・提案していく。
- (2) 会員証リニューアルは時期・方法・費用について検討する。

● 広報・監察部

第2～5回 広報・監察部会

日時 平成27年7月9日(木)、7月16日(木)、7月22日(水)、7月24日(金)

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、根本副部長、佐藤部員

議題 「行政茨城7月号」編集作業について

「行政茨城7月号」の編集作業を行いました。新しく部員になった方々の新鮮な視点からの意見を取り入れて編集方針を話し合いました。その内容をまとめて、各部長・各通信員など原稿を作成していただく方への伝達事項を作成することとしました。また、新体制になってからの初めての発行でしたので、かなり時期的には遅れてしまいましたが、今後は早めの発行を目指してまいります。

第6回 広報・監察部会

日時 平成27年8月7日(金)

場所 茨城県行方市市民センター

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、根本副部長、佐藤部員

議題 「行政茨城」特別号について

今年度から発行する予定の特別号について話し合いました。その結果、今年10月の制度推進月間に出来るだけ合わせて発行できるよう進めること、内容は行政書士制度の概要についての説明をメインにすることを決定しました。

なお、部会ではありませんが、これに先立って、「行政茨城9月号」の対談記事取材のため、部員一同で行方市役所市長室に伺ったことをご報告いたします。

第7～10回 広報・監察部会

日時 平成27年8月21日（金）、9月2日（水）、9月10日（木）、9月16日（水）

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、根本副部長、佐藤部員

議題1 「行政茨城9月号」編集作業について

「行政茨城9月号」の編集作業を行いました。

9月2日には、水戸支部の小野通信員も作業に参加していただきました。

高野高速印刷様のご協力もいただきながら、9月中の発行に向けて作業を進めております。

議題2 「特別号」について

一般市民向けに年2回の発行を予定している「特別号」についての内容検討を行いました。

内容については、表裏表紙を含み全16面、誌面については1～4頁に県内のトピックス、5～12頁に行政書士制度について、13～14頁に相談会日程及び会長ご挨拶、裏表紙に特定行政書士制度という構成で進めております。

議題3 広報月間の広報活動について

今年度の広報月間の広報活動内容について検討を行い、次のとおり決定しました。

1. 相談者配布物はマグネットシート（65mm×90mm）
2. チラシは例年通りのデザインにて制作
3. ラジオ茨城放送は、放送内容は例年通りでスポット放送を40本
4. 新聞広告は茨城新聞、読売新聞、朝日新聞の三社に掲載
5. 「県広報誌ひばり」への広告は不掲載
6. 設置用L型標示板の追加発注は不要

重要（再掲載）

行政書士徽章着用と行政書士証票携行の徹底 ～非行政書士排除のために～

茨城県行政書士会 会長 國井 豊

広報・監察部長 遠藤 実

茨城県行政書士会では、行政書士の職域の確保及び非行政書士の排除を目的として、行政書士徽章の着用と行政書士証票の携行（補助者については補助者徽章の着用と補助者証の携行）をお願いしています。



行政書士徽章を上着に着用するとともに、行政書士証票は常時見えるようにストラップ等で首からさげたり胸に付けることにより、官公署等の窓口において、行政書士又は補助者であることを積極的にアピールしてまいりましょう。

言うまでもなく、徽章着用は、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則にあるとおり、私たちの義務であります。また、平成26年3月には茨城県総務部長より、各市町村長・各市町村農業委員会・各出先機関の長・警察本部長など関係機関に対し、行政書士法の遵守徹底を通達されました。これは、依然として非行政書士により違法に書類が作成されたと考えられる事案が見られることから、改めて職員への周知徹底を図っていただきたい旨の依頼であります。文中においては、窓口において行政書士証票の掲示を求め、行政書士であることを確認していただくよう関係機関に対し協力を求めています。

さあ、行政書士の誇りも高く行政書士徽章を着用し、行政書士証票を携行して、日々の業務に邁進してまいりましょう！

もちろん申請の際には、書類への行政書士名記名押印もお忘れなく！

会員お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年度「行政書士制度広報月間」実施について

- 期間** (1) 準備期間：平成27年9月1日（火）から9月30日（水）まで
(2) 実施期間：平成27年10月1日（木）から10月31日（土）まで

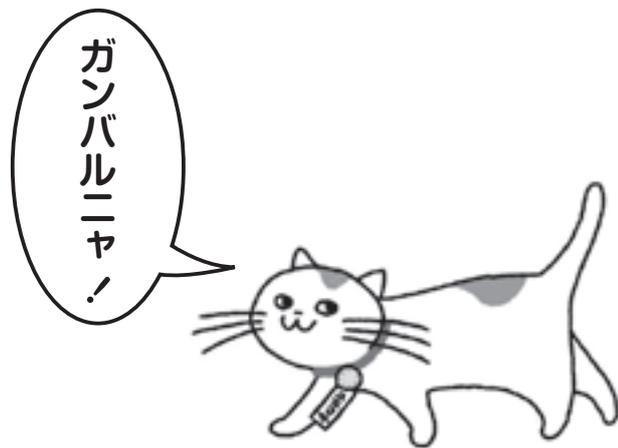
推進団体 日本行政書士会連合会

実施団体 茨城県行政書士会

後援団体 総務省、茨城県その他地方自治体

目的

- 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与することにより国民の理解と信頼を得ることを通し、行政書士制度の一層の普及・浸透を図る。
- 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。
- 重点業務
 - 権利義務関係業務
 - 事実証明関係業務
 - 知的資産に関わる業務
 - 建設業法関係業務
 - 農地法関係業務
 - 運輸交通関係法に関わる業務
 - 風俗営業関係法に関わる業務
 - 入国管理関係法に関わる業務
 - 開発行為に関わる業務
 - 公有地等に関わる業務
- 社会貢献
 - 成年後見分野
 - 東日本大震災の被災者支援



実施計画

●本会

- 本月間の資料、ポスター、チラシ及びリーフレット等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、無料相談会開設等により、直接県民に働きかけるような広報活動を展開する。
- 全国紙2紙、県域紙及び県域民間放送に本月間の取り組み広告の掲載、CM等の実施により、広く県民に広報する。
- 本月間の活動の一環として、期間中の月曜日又は木曜日を選び「行政書士電話無料相談会」を実施する。
- 新聞等報道機関へ本月間に対する理解と協力を要請する。
- 官公署と住民との橋渡し役として適正な役割を果たすため、県各部局及び出先機関、警察本部及び警察署、市町村、農業委員会等諸官公署へ依頼文書、ポスター等を配布して友好団体の保持増進を図り、窓口における行政書士制度への理解と協力を要請する。
- 県内市町村広報誌に本月間中の無料相談会、無料電話相談会実施を掲載していただくため、依頼文とともに当会から既成フォームを送付し依頼する。
- 所属全会員の事務所にポスター、資料等を配布し、意識の高揚、浸透を図り、行政書士の社会的責務を果たす認識を新たにする機会とする。

●支部

1. 各支部は、積極的に無料相談会を開設し、各種の相談に応じるとともに、広報宣伝のため、のぼり旗等の活用と広報チラシ、リーフレット等を活用し、PR活動を実施する。
2. 「非行政書士排除」の標示板設置調査の実施、及び広報チラシの配布依頼等を通じて、関係諸官庁との友好信頼関係の保持増進を図り、窓口での理解と協力を要請する。
3. 各支部は、所属会員へ広範な協力体制を求め、本月間の活動を行政書士制度発展のため、組織強化・課題共有活動として展開する。

平成27年度 行政書士制度広報月間 無料相談会等実施計画

【電話による無料相談】

開催日	開催時間、電話番号
毎週月曜日と木曜日(祝日を除く) 10/1(木)、10/5(月)、10/8(木) 10/15(木)、10/19(月)、10/22(木) 10/26(月)、10/29(木)	午後1時から5時 ☎ 029-305-3731

【面談による無料相談会】

支部名	開催日	開催時間	開催場所	
水戸支部	10月1日(木)	午前10時~午後4時	水戸京成百貨店 8階	
	10月1日(木)	午後1時~午後4時	水戸市役所三の丸庁舎 2階相談室	
	10月1日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市役所本庁舎 1階ロビー	
	10月2日(金)	午前10時~午後4時	水戸京成百貨店 8階	
	10月3日(土)	午前10時~午後4時	水戸京成百貨店 8階	
	10月8日(木)	午後1時~午後4時	水戸市役所三の丸庁舎 2階相談室	
	10月9日(金)	午後4時~午後7時	茨城県立図書館 3階相談室	
	10月13日(火)	午後1時~午後4時	城里町役場 2階ミーティングルーム	
	10月15日(木)	午後1時~午後4時	水戸市役所三の丸庁舎 2階相談室	
	10月15日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市役所本庁舎 1階ロビー	
	10月17日(土)	午後1時~午後4時	茨城県立図書館 3階相談室	
	10月19日(月)	午後1時~午後4時	茨城町役場北側総合福祉センター ゆうゆう館 2階	
	10月20日(火)	午後1時~午後4時	小美玉市役所 1階ロビー	
	10月20日(火)	午後1時~午後4時	大洗町役場 3階相談室	
	10月21日(水)	午後1時~午後4時	笠間市役所 1階ロビー	
	10月22日(木)	午前10時~午後7時	イオンモール水戸内原 2階イオンホールB	
	10月22日(木)	午後1時~午後4時	水戸市役所三の丸庁舎 2階相談室	
	10月23日(金)	午前10時~午後7時	イオンモール水戸内原 2階イオンホールB	
	10月24日(土)	午前10時~午後7時	イオンモール水戸内原 2階イオンホールB	
	10月28日(水)	午後1時~午後3時	ひたちなか商工会議所 3階なんでも相談室	
	10月29日(木)	午後1時~午後4時	水戸市役所三の丸庁舎 2階相談室	
	10月29日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市役所本庁舎 1階ロビー	
	県南支部	10月3日(土)	午前10時~午後4時	美浦村 美浦村中央公民館 小会議室
		10月3日(土)	午前10時~午後4時	つくばみらい市 つくばみらい市商工会
10月10日(土)		午前10時~午後4時	守谷市 守谷市中央公民館 団体活動室	
10月10日(土)		午前10時~午後4時	石岡市 石岡市民会館 第1会議室	
10月17日(土)		午前10時~午後4時	稲敷市 江戸崎公民館	
10月17日(土)		午前10時~午後4時	つくば市 吉沼交流センター	
10月17日(土)		午前10時~午後4時	つくば市 つくばふれあいプラザ	
10月18日(日)		午前10時~午後4時	土浦市 ふれあいセンターながみね	
10月18日(日)		午前10時~午後4時	取手市 取手市立取手福祉会館	
10月24日(土)		午前10時~午後4時	かすみがうら市 働く女性の家(中央出張所)	
10月25日(日)		午前10時~午後4時	龍ヶ崎市 文化会館 小会議室	
10月31日(土)		午前10時~午後4時	阿見町 本郷ふれあいセンター 会議室II	
10月31日(土)		午前10時~午後4時	牛久市 中央生涯学習センター 中講義室	
県西支部		9月27日(日)	午前10時~午後2時	桜川市民祭会場
	10月20日(火)	午前9時~正午	常総市石下総合福祉センター 会議室(豊田城東隣)	
	10月20日(火)	午後1時~午後4時	常総市役所本庁舎 1階市民ホール	
	10月20日(火)	午後1時30分~午後4時	境町中央公民館	
	10月24日(土)	午前10時~午後4時	古河市役所古河庁舎スペースU 第2会議室	
	11月10日(火)	午後1時30分~午後4時30分	下妻市役所千代川庁舎 1階ロビー	
県北支部	10月3日(土)	午前11時30分~午後1時	那珂市 中央公民館 1階会議室	
	10月10日(土)	午前10時~午後3時	常陸太田市 常陸太田市生涯学習センター 講座室3	
	10月17日(土)	午前10時~午後3時	常陸大宮市 おおみやコミュニティセンター 2階研修室3	
	10月24日(土)	午前10時~午後3時	高萩市 イオン高萩店 1階ロビー	
	10月31日(土)	午前10時~午後3時	日立市 多賀市民会館 201号室	
	鹿行支部	10月3日(土)	午前10時~午後4時	鹿嶋勤労文化会館 2階会議室
10月3日(土)		午前10時~午後4時	潮来市立図書館(牛堀) 2階会議室	
10月3日(土)		午前10時~午後4時	行方市麻生公民館 2階会議室	
10月21日(水)		午前10時~午後4時	鹿嶋勤労文化会館 2階会議室	
10月21日(水)		午前10時~午後4時	潮来市立図書館(牛堀) 2階会議室	
10月21日(水)		午前10時~午後4時	行方市麻生公民館 2階会議室	
10月21日(水)		午前10時~午後4時	行方市麻生公民館 2階会議室	

【相続・遺言に関するセミナー】

支部名	開催日	開催時間	開催場所
水戸支部	10月22日(木)	午後3時~午後4時	イオンモール水戸内原 2階イオンホールB
	10月23日(金)	午後3時~午後4時	イオンモール水戸内原 2階イオンホールB
	10月24日(土)	午後3時~午後4時	イオンモール水戸内原 2階イオンホールB

【相続・遺言・成年後見に関するセミナー】

支部名	開催日	開催時間	開催場所
県北支部	10月3日(土)	午前10時~午前11時30分	那珂市 中央公民館 1階会議室

【建設業無料相談会】(協力:茨城県土木部監理課)

支部名	開催日	開催時間	開催場所
水戸支部	10月9日(金)	午前10時~午後4時	水戸合同庁舎 2階会議室
	10月30日(金)	午前10時~午後4時	水戸合同庁舎 2階会議室
県南支部	10月14日(水)	午前10時~午後4時	土浦合同庁舎 3階会議室
	10月28日(水)	午前10時~午後4時	土浦合同庁舎 3階会議室

国土農地部

第2回 国土農地部会

日時 平成27年8月6日（木） 午後4時～午後5時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 竹内副会長、久保部長、石塚副部長、中村部員

議題1 第1回研修会について

- ・ 9月29日に開発公社ビル会議室にて開催。
（詳細等案内は行政茨城7月号に掲載済）
- ・ テーマは農地法について、講師は久保部長が担当します。
- ・ 当日の流れや段取りについて協議をしました。後半は初の試みとして研修会参加者による意見交換会を開催します。
※会員の皆様へ、「今回の研修会は、今までの講義形式だけではなく、参加者同士で農地法手続に関する意見交換会を実施します。農地法手続について日頃困っている事について意見を聞いてみたり、会員同士での横の繋がりを作るキッカケとなるかもしれません。是非ご参加下さい！」

議題2 第2回研修会について

- ・ 来年1月の予定で、テーマは都市計画法についてとし、講師を県建築指導課へ依頼することとなりました。

議題3 10月開催予定の関東地方協議会連絡会について

- ・ 今回は農地部会が開催される事から久保部長が参加することとなり、事前に農地部会に提出するアンケートの内容について協議しました。

議題4 制度推進、職域確保活動について

- ・ 県農業政策課と情報交換会を実施しました。
- ・ 部内で様々な活動方法について協議をしました。

建設部

第2回 建設部会

日時 2015年7月15日（水） 午後2時～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局 ・ 茨城県庁11階 経営事項審査会場

出席者 竹内副会長、若山部長、中村副部長、石井専門委員

議題 茨城県土木部監理課との意見交換会

監理課出席者：藤田英俊課長補佐、小松崎研主査、稲川徹哉係長

- ・建設業関連業務について事前に会員から意見、要望等を聴取した上で、行政書士会から提案し、それにつき監理課より回答を頂きました。
- ・共同開催事業として、建設業に特化した無料相談会を開催することとしました。
開催時期については、10月の行政書士制度広報月間に合わせる計画としました。

● 運輸交通部

第2回運輸交通部会及び関係先への表敬訪問

日時 平成27年7月1日（水） 午前10時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局
表敬訪問先6件

出席者 渡邊副会長、深谷部長、小野崎専門員（前部長）

議題 表敬訪問先選定・研修日程調整

表敬訪問先 茨城県庁、警察署、陸運局トラック協会、軽自動車協会、
自販連、陸運振興センターを訪問

自販連では、昨年同様交流会を実施する予定となりました。

訪問結果を踏まえて、事務局にて研修会場研修日時を調整しました。

● 環境部

環境部長 木村 司

栃木県行政書士会が実施する、「産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会」に参加することが可能になったこと及び経理的基礎を有しない場合の対応については、各自治体によって異なることをご理解いただきたいことについて

表題の研修会につきましては、7月号別紙にて参加者の募集とこの研修会の位置づけについてご説明いたしましたが、あらためてその経緯を申し上げます。

産業廃棄物収集運搬業許可を受けるにあたっては、申請者には法令によって、経理的基礎が求められております。（下記条文のとおりです）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第5項第1号

・・・申請者の能力が・・・環境省令で定める基準に適合するものであること。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

上記の規定による環境省令で定める基準は次のとおりとする。

第10条第2号ロ

産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

○環境省令 平成12年9月29日衛産第79号

第1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

4. 経理的基礎 (1)～(6)に定めています。

経理的基礎を有しない場合の対応について、環境省では省令で下記のとおりとしていますが、**その運用にあたっては、各自治体の裁量としており、現在までこの対応に変化はありません。**

環境省令 上記省令の4(6)⑤

経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。

栃木県では、直前の事業年度が債務超過であり、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合には、

中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士（行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会終了者で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。）が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策及び今後5年間の収支計画を記載した書類を提出。

と定めています。

よって、茨城県にある事業者が経理的基礎を有しない場合に、栃木県に申請をする際には、これまでは中小企業診断士、公認会計士、税理士に依頼するか、この研修会を修了した栃木会の行政書士に依頼するしかありませんでした。

この件について、茨城県の行政書士が診断書類を作成できないのは不便で不合理ではないかとの申出があり、この研修会を実施し、栃木県が認めているのは、唯一栃木会の研修会であることから、栃木会と交渉した結果、茨城県のほか、他県の会員にも研修会参加を認めてくれることになったものです。ここに改めて、栃木会への感謝を申し上げます。

茨城県での経理的基礎を有しない場合の対応については、産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び添付書類のP5をご参照願います。多額の債務超過ないし損益平均値が大幅な赤字がある場合で、廃棄物対策課が追加書類を求めないかぎり、栃木県のように他の士業者に損失理由書、改善計画書、収支計画書の作成をお願いすることはありません。

以上のように、各自治体（都道府県）によって、経理的基礎を有しない場合の対応については差があり、統一されておられません。環境省が各自治体の裁量問題との姿勢が変わらないなかで、私たち行政書士は、現実的対応として各自治体が要求する書類を用意せざるを得ないことをご理解願います。

保健風営部

第2回保健風営部会

日時 平成27年7月13日（月） 午前10時30分～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 郡司孝夫副会長、中山部長、児島副部長、上妻部員

議題 第1回業務研修会開催について

第1回業務研修会の開催についての概要を協議のうえ平成27年8月7日、茨城県庁保健福祉部福祉課を訪問し、保健風営部業務研修の主旨を説明、講師依頼文書を提出することになりました。

第3回保健風営部会

日時 平成27年8月7日（金） 午前9時30分～正午

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 郡司副会長、中山部長、児島副部長、上妻部員

議題1 第1回業務研修会について

1. 日時 平成27年12月11日（金） 午後2時45分～午後5時
2. 会場 茨城県開発公社ビル4階会議室
3. テーマ (1) 介護保険事業者指定申請（居宅サービス）
(2) 認知症サポーター養成講座

茨城県保健福祉部長寿福祉課を訪問し、講師依頼文書を提出しました。その際、長寿福祉課長及び長寿福祉課地域ケア推進室（事業所指導・監査担当）室長補佐と面談のうえ、業務研修会の内容と資料に関して打ち合わせを実施し、11月までに業務研修会用資料の確認と打ち合わせをすることで合意しました。

議題2 その他・審議事項

1. 認知症サポーター養成講座に関するテキスト代の適正価格に関して協議した結果、できるだけ低負担で提供することで合意しました。
2. 第1回業務研修会の内容について、時間配分を協議し、シミュレーションをしました。

国際部

第2回国際部・申請取次行政書士管理委員会 合同会議

日時 平成27年8月5日（水） 午後1時～3時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 渡邊 律三 担当副会長
松田 秀幸 国際部長／委員 柴本 勇 国際副部長／副委員長
中村 祐治 委員長 大庭 孝志 委員

議題 1 平成27年1～6月までの申請取次件数に係る実績集計について

議題 2 平成27年9月16日に開催する届出済証明書更新に係る研修会について

議題 3 次回の合同会議開催日について



国際部一同



申請取次行政書士管理委員会一同

● 市民法務部

第3回市民法務部会

日時 平成27年8月10日（月） 午前11時～午後3時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、三瓶副部長、安部員、永塚部員

議題 1 特定行政書士について

- (1) これまでの状況と補講の日程について
Bクールまで終了。欠席者もCクールまでに補講を手配する予定です。補講については、Cクール終了時点で日程を調整します。
- (2) 試験会場下見について
9月15日午後2時、会場について担当者全員で下見を行い、当日の受付位置や会場の構成を確認しました。
- (3) 考査日の駐車場について
受験者の駐車場料金について、3時間までの料金を本会負担としました。ただし、駐車場は国際会議場と提携している駐車場に限り、利用できる駐車場については受験予定者全員に事前に通知します。

議題 2 新入会員合宿研修の反省等

- (1) 受講者アンケートを確認し、次回研修会に反映することとします。
- (2) 次回研修会の会場及び日程について
日程：平成28年1月22日（金）～ 23日（土） 場所：水戸京成ホテル

アンケートの結果

- 業務に関して、詳しく具体的なお話が聞けて、とても勉強になりました。また、多くの行政書士の皆様にお会いでき、良かったです。
- 様々な分野の業務について、各先生方の取り組みや、工夫等、普段お聞き出来ない、リアルなお話が聞けて大変参考になりました。同期の方との交流も出来て良かったです。これからの事務所経営について役立てていきます。スタッフの皆様大変お世話になりました。ありがとうございました。
- 研修内容が充実していて、実務をこなしていく上での考え方を学べたかと思います。また、泊まりの研修のため、同期の方と親交を深めることができ、とても有意義な研修でした。
- 勉強になりました。
- 内容が濃く、とても実践的な研修会でした。また、新入会員と同じ考えを共感・共有することができ有意義でした。
- 直近の開業で悩むことの数多い今ですが、役員の皆様温かい応援の声をかけていただき、気合いが入りました。いち早く得意分野を築き、人々のために活躍出来る行政書士としてがんばりたいと思います。
- 業務内容及び範囲が少し明確になった。
- どの講義も分かりやすくとても為になりました。事例を挙げてシミュレーションしていただいたのは、とても流れがつかみやすく為になりました。同じ時期に登録をした仲間と交流ができ、とても貴重な2日間でした。
- 開業して、分からないことばかりだったので、新人研修会で実務のことや事務所経営について、たくさんお話を聞けて、とても勉強になりました。グループ討議もとてもいい企画で、他の新入会員の方の悩みなど聞けて、それらの解決策、これからの事務所経営、今後の自分のやるべきことがはっきりしました。
- 何から手を付けて良いかわからない状態で、研修に参加してなんとなく方向性が見えてきたように思います。
- 行政書士としてスタートを切るのに、本当に参考となる素晴らしい研修でした。ありがとうございました。行政書士の登録に際し、実務経験が要件となっていない現行のシステムにおいては、斯かる研修は本当に有意義でした。
- 新人行政書士にとっては、活躍されている先生方の生の声を聞くことが出来たことは大変参考になりました。
- 初級段階での具体的なお話をうかがえ大変参考になりました。特に2日目の相談事例実践は勉強になりました。
- 実務の経験もなく、何から始めたらいいのか分からない状況の方が多かったと思うので、非常に有意義な研修であったと思います。
- 具体的な事例で説明してもらい、よくわかりました。モチベーションを上げることができました。
- 新入会員に対しこのような合宿での研修の場を設けていただき、大変感謝申し上げます。御多忙中のところ講師の各先生方には、多岐の業務分野について要領よくまとめられた資料をご準備くださってありがとうございました。多くの志を同じくするものの横のつながりを築く場となりました。今後の業務を進める上での大きな財産にしたいと思います。
- 1日目は時間が足りないような気がした。



熱心に聞き入る新入会員の方々

議題3 業務相談室について

(1) テスト運営結果

新入会員1名より1件の質問あり、古川副会長が回答しました。

(2) 今後の運営の内容

対象者を入会3年以内に限ることにしました。

月末まで受け付けた質問について、翌月1日～15日の期間に回答します。

質問内容は行政書士業務一般とするが、高度に専門的な内容の質問は各部の部長に回答を依頼します。回答を担当した会員には手当の支給を検討します。

また、質問は、メールリストで共有し、各月の市民法務部会開催時に検討します。

なお、告知は、次回理事会で報告後、行政茨城11月号で行ます行います。

議題4 八士会の対応

8/31 NHKへの出演 国井会長に依頼しました。

9/6 無料相談会 市民法務部全員で対応します。

議題5 広報月間への対応

10月の広報月間については、市民相談センター開催時のみとします。

ただし、10/1（木）及び10/5（月）は2人体制とします。

議題6 その他

(1) 市民相談センターの件

これまでは、市民相談センターの周知を重視して、週2回の開催としてきましたが、現在ではある程度認知された状況となり、相談員の負担軽減も考慮して、将来的に週1回の開催とします。理事会で報告後、開催日の変更時期を決定します。

事業報告

●7月1日

新人研修及び特定行政書士研修を行うホテルマロウド筑波（土浦市）の下見を担当副会長、部長、副部長が行いました。

●7月7日・10日・14日・17日

茨城県開発公社ビル会議室において特定行政書士研修Aクールを開催しました。

●7月10日

八士会打ち合わせに会長と担当副会長が出席しました。

●7月24日、25日

ホテルマロウド筑波（土浦市）で宿泊による新人研修を行いました。（参加者19名）

●7月28日・31日・8月5日・7日

ホテルマロウド筑波（土浦市）において特定行政書士研修Bクールを開催しました。

●8月5日

茨城県中小企業団体中央会主催による「環境経営セミナー」に担当副会長が出席しました。

●8月18日・21日・25日・28日

茨城県開発公社ビル会議室において特定行政書士研修Cクールを開催しました。



Aクール



Bクール



Cクール

●8月31日

9月6日（日）に開催される茨城県八士会相談会のPRのため、会長がNHK水戸「いばっチャオ」に出演しました。



NHK出演

● 暴力団等排除総合対策委員会

第1回委員会開催

日時 平成27年7月27日（月） 午後1時～

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 郡司委員長、児島副委員長、深谷委員、木村委員、松田委員

議題1 平成27年度「暴力追放茨城県大会」の参加について

期 日 平成27年9月30日（水） 午後1時30分～

場 所 茨城県立県民文化センター 大ホール

参加者については、各委員会にお願いし、多くの方々に参加して頂けるように依頼することになりました。

議題2 不当要求防止責任者研修の定期講習開催について

定期講習は以下の期日に開催する事に決し、講師依頼について

平成27年8月4日（公財）茨城県暴力追放推進センターを訪問し依頼することになりました。

定期講習会開催日

期 日 平成27年11月17日（火） 午後1時30分～

場 所 茨城県立健康プラザ

- 講習内容 (1) 暴力団の現況と動向について
 (2) 暴力団対策法について
 (3) 暴力団に対する対応について

講師依頼及び表敬訪問の実施

平成27年8月4日（火）午前10時

水戸市三の丸旧県庁舎内にある（公財）茨城県暴力追放推進センターを訪問、専務理事塚田正氏と面談、来る11月17日に開催される「不当要求防止責任者研修」における講師の派遣依頼と、日程の確保をお願いしました。

当日、茨城県警本部、刑事部組織犯罪対策課大沼圭史氏もご出席いただき、今後も茨城県行政書士会と茨城県警察本部との間でより一層の協力体制を築き、連携を密にしていくことを確認しました。



暴力団等排除総合対策委員会一同

申請取次行政書士管理委員会

平成27年上半期（1～6月）申請取次実績報告書の集計結果

集計日：平成27年8月5日（水）

報告書提出対象者173名 提出者154名 未提出者19名

実績0件	105名	実績10件	1名	実績47件	1名
実績1件	12名	実績11件	2名	実績49件	1名
実績2件	7名	実績12件	1名	実績69件	1名
実績3件	2名	実績15件	2名	実績83件	1名
実績4件	2名	実績16件	1名	実績95件	1名
実績5件	2名	実績18件	1名	実績100件	1名
実績6件	2名	実績21件	1名	実績150件	1名
実績7件	0名	実績22件	1名		
実績8件	1名	実績34件	1名		
実績9件	2名	実績40件	1名		
0～9件の方	135名	10件以上の方	19名		
		提出者の合計	154名		

※ 国別の申請件数は次頁の集計表をご覧ください。

平成27年上半期において東京入国管理局長から交付された届出済証明書を有しており、当該報告の対象者となる方は173名おりますが、実際にご提出を頂いた方は154名であり、今回の提出率は約89%でした。

また、申請取次行政書士管理委員に選任されるための要件（申請取次行政書士管理委員会規程第6条第2項第6号）とされる「年平均10件以上」の申請件数に該当する方は、上半期においては19名であり、対象者全体のうち約11%でした。

まだ提出していない方は、これからでも結構なのでご提出をお願い致します。

申請取次実績集計表

(平成27年1月～平成27年6月)

平成27年8月5日現在

申請の種別 申請者の国籍	在留資格 認定証明書	資格外 活動許可	変更	更新	在留 資格取得	永住	再入国	就労資格 証明書	在留 カード交付	合計
中華人民共和国	85	14	110	118	0	12	0	6	3	348
大韓民国	3	0	1	8	0	1	0	0	2	15
フィリピン	23	0	7	35	0	1	0	0	2	68
タイ	25	0	12	28	1	15	0	0	7	88
ブラジル	3	0	2	28	0	6	0	0	13	52
インド	3	0	2	2	0	0	0	0	0	7
パキスタン	5	0	4	5	0	0	0	0	0	14
ネパール	17	0	2	5	0	1	0	0	0	25
バングラデシュ	10	0	3	9	0	3	0	0	0	25
スリランカ	3	0	3	6	0	1	0	0	0	13
ベトナム	26	0	39	30	0	0	0	0	0	95
インドネシア	14	0	11	30	0	0	0	0	0	55
マレーシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イラン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台湾	1	0	3	5	1	1	0	0	1	12
モンゴル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イギリス	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オーストラリア	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4
アメリカ	1	0	2	5	0	0	0	0	0	8
カナダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ペルー	1	0	0	12	0	0	0	0	10	23
ロシア	0	0	4	8	0	0	0	0	0	12
ウクライナ	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5
ウガンダ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
コロンビア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
メキシコ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
カンボジア	4	0	3	0	0	0	0	0	0	7
ボリビア	0	0	0	3	0	0	0	0	6	9
パラグアイ	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
ルーマニア	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ナイジェリア	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
アフガニスタン	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
スーダン	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	3	0	2	1	0	0	0	0	0	6
	234	14	213	352	2	41	0	6	44	906

● 会員指導委員会

第5回 会員指導委員会

日時 平成27年8月6日（木） 午前11時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、久保委員、三瓶委員、本郷委員、間中委員

議題 苦情案件について

- ①現在提出されている会員への苦情案件について、担当者より調査状況の説明を受け、今後の方針につき協議しました。
- ②苦情処理に対し、混乱を生じさせないため、申立代理人の範囲については、ある程度限定すべきであることを確認しました。
- ③苦情処理に関し、東京会などの先進地を研修して処理能力の向上を図ることを計画しました。

その他

会議終了後、「職務上請求書の払出」及び「コンプライアンス研修」の担当者は、各々部門に分かれて業務・研修を行いました。



1. 会費滞納者の公表について

茨城県行政書士会は皆様が納入された会費により成り立っています。

しかしながら、一部には会費を滞納する会員もあり、その対応に苦慮しているところでは、また中には、会からの呼びかけ等に対して何ら応答のない会員も見受けられ、会員間の公平性確保のためにも、本会として対応する必要性が迫られているところでは、

平成25年度第5回理事会において、「会費滞納者の公表に関する規程」が承認され、平成26年10月1日から施行されました。（「行政茨城」平成26年5月号に掲載済み）

新設されたこの規程では、会費を滞納している会員について、本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に、会員名（法人名）を掲示することになりましたので、ご留意のうえ、納期限までに会費を納入下さるようよろしくお願いいたします。

なお、公表については平成27年3月上旬から実施しております。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に「延納や減免の申出をすることができる」規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」払出方法の変更について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法が以下のとおり変更となりました。

①払出日を設定します。



◇平成27年1月15日以降
→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※ 不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※ 郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要となります。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

※ 昨年8・9月開催の『職務上請求書払出研修会』を未受講で、職務上請求書の購入を希望される方は、下記により研修会をお申込み下さい。

コンプライアンス研修会 参加申込書

平成27年 月 日

参加希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
10月期	10月 1日（木） 午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル 会議室	
11月期	11月 5日（木） 午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：

会員氏名：

登録番号：第

号

※ 既に「コンプライアンス研修会」を「職務上請求書払出研修会」として昨年8月・9月に受講された方は、受講の必要はありません。

※ 本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

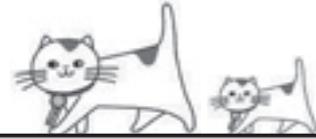
※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※ 「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

3.「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正(平成26年10月1日)により、「補助者証」に有効期限が設定され、その有効期限内に、所定の研修会を受講することが義務づけられました。

①「補助者証」に有効期限が設定されました。



◇平成26年9月30日以前に登録した補助者

有効期限 平成28年9月30日まで(本規程施行から2年間)

◇平成26年10月1日以後に登録した補助者

有効期限 登録から2年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

※更新後の「補助者証」の有効期限は5年間となります。

②「補助者研修会」の受講が必要となります。

補助者規程第6条3の規定により、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成27年12月17日(木) 午後1時30分～午後3時30分

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室

受 講 料：500円

申込方法：本会事務局までFAXまたはメール(平成27年12月10日締切り)

※平成27年度の補助者研修会は、12月期と3月期に開催予定です。

補助者研修会 参加申込書

平成27年 月 日

平成27年12月17日(木)の【補助者研修会】に参加を申込みます。

支 部 名 :	会 員 名 :
---------	---------

補助者名 _____ (補助者証No. _____)

※ 補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※ 補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※ 本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※ 遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

4. 既存の補助者証の取り扱いについて

平成27年3月5日開催の第14回会員指導委員会において、茨城県行政書士会補助者規程経過措置に基づき、下記のとおり決したので、補助者を設置されている会員の皆様はご対応のほどお願いいたします。

「平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は平成28年9月30日までに本会へ返納すること」

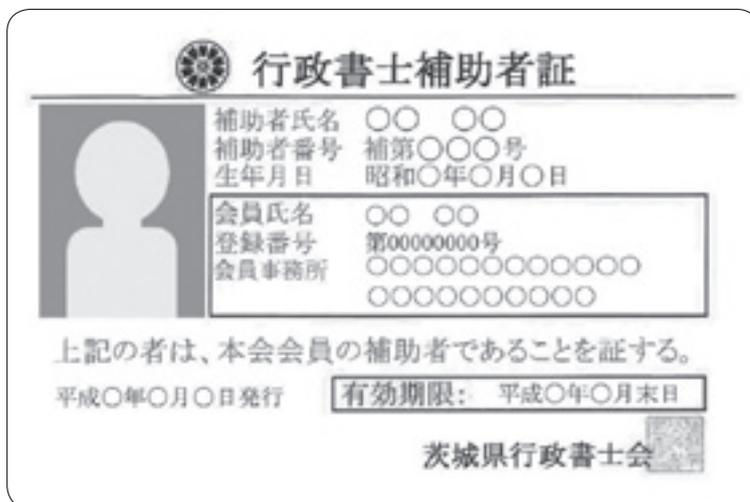
- ・平成26年9月30日以前発行の補助者証(旧タイプ：有効期間の記載が無いもの)は、有効期限を平成28年9月30日としていますが、その記載が無い故の不正使用を避けるためです。
- ・引き続き補助者を設置される場合、更新(有効期間満了日の3ヶ月前から受付)の際に返納(新証と交換)してください。
- ・補助者設置の実態が無い場合、速やかに返納してください。

※なお、補助者証を更新するためには、事前に、本会が主催する補助者研修会の受講が義務づけられています。

※平成26年10月1日以降発行の補助者証(新タイプ：有効期限の記載があるもの)についても、その更新の際、返納(新証と交換)にご協力ください。



旧タイプ(有効期限がない)



新タイプ(有効期限がある)

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購 入 申 込 書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	()冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ()名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他(顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確 認 印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私(達)は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私(達)が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載(記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。)は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私(達)以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使用者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私(達)の使用人である行政書士又は補助者が、私(達)が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--